

別添

**少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に係る
高等学校関係者向け手引**

令和6年3月19日

法務省矯正局少年矯正課

はじめに

少年院在院者については、高等学校中退や中学卒業の割合が6割余りを占めるなど、学習ニーズの高い者が多く、同年代の若者と比較すると学習環境には格差があります。少年院では、これまでも学校等の関係機関と連携し、在院者の学びの継続に向けた支援に取り組んでまいりましたが、このような取組を更に推進し、希望する全ての少年院在院者に、高等学校で学ぶ機会を用意することは、彼らの出院後の安定した生活の基盤作りにつながるものであり、社会での再チャレンジに立ち向かう彼らにとって、将来の可能性を広げる上でも重要な取組と考えています。

令和2年6月、この取組を円滑に推進するため、法務省において、「少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関する検討会」を立ち上げ、文部科学省を始め、全国高等学校通信制教育研究会や通信制高校、少年院が参画して、作業部会を通して具体的な施策について議論するとともに、今後考えられる施策の方向性を取りまとめました（※）。

少年院在院者の立ち直りと円滑な社会復帰に当たっては、生活の基盤として進路がある程度定まっていることが望まれます。特に、希望する者については、高等学校に在籍し、学びを継続できることは、少年院在院者の新しい生活への意欲を高めることにもつながり得ます。少年院在院者にとって少年院における学習環境と出院後のそれとの差を少しでも小さくし、出院後も学習への意欲を支えるためには、切れ目のない支援が必要であり、そのためには少年院と通信制高校等との緊密な連携が必要です。

令和3年3月31日、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第14号）が公布され、少年院における矯正教育の単位認定に関する規定が同年4月1日に施行されました。

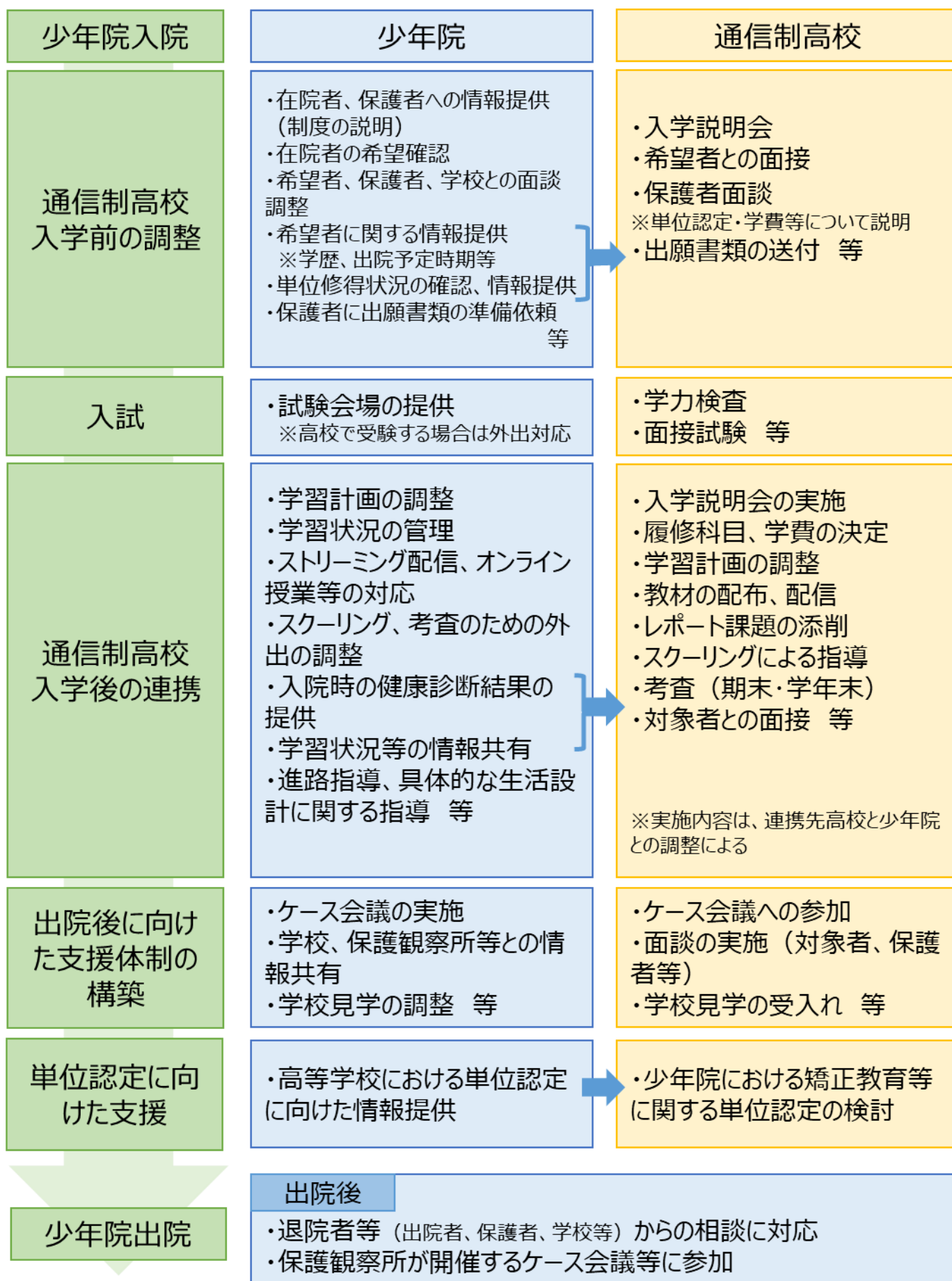
少年院、高等学校、保護者等が連携して少年院在院者に教育機会等を提供し、少年院在院者に対する処遇の一層の充実を図ることを目的とし、高等学校関係者の方々が、少年院在院者である生徒の指導をはじめ、少年院における矯正教育の単位認定を行う際等の参考にしていただくため、本手引を作成しました。

令和6年3月

※報告書は法務省ホームページに掲載しています。

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00007.html

少年院と通信制高校の連携の流れ（例）



1 少年院とは

少年院は、家庭裁判所の決定により、保護処分として少年院に送致された少年等を収容し、矯正教育と社会復帰支援を行う法務省所管の施設で、「少年院法」（平成26年法律第58号）に基づいて管理・運営がなされています。同法は、少年院における教育内容の大きな枠組みを規定しており、各施設の教育活動については、この枠組みに基づき、各施設において、収容される在院者の状況や立地している地域の実情等に応じて教育活動の計画を立てて展開しています。

少年院は、おおむね12歳から20歳までの少年を収容していますが、家庭裁判所の決定等により、20歳を超えても収容することができます。

一般的な少年院における教育内容等については「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」を御覧ください。また、生徒が収容されている少年院における具体的な教育内容については、各少年院へお問合せ願います。

2 少年院と通信制高校の連携の流れ

少年院と通信制高校の連携の流れについては2ページにお示しした例を御覧ください。

(1) 通信制高校入学前の調整

各少年院においては、通信制高校への入学を希望する者を把握するため、在院者及びその保護者等に対し、通信制高校への入学に関して情報提供を行い、希望の確認を行います。

在院者が入学の希望を申し出た場合は、少年院から保護者等に対して、通信制高校において開催される入学説明会等への参加を促します。また、通信制高校に対して、入学を希望する在院者及び保護者等との面談や入学説明会の実施をお願いさせていただくことがあります。

なお、通信制高校において在院者の入学を検討するに当たり必要となる情報については、少年院から通信制高校へ提供いたします。

(2) 入試

通信制高校の入試については、少年院を会場とし、通信制高校の職員に立会していただいて実施したり、少年院から受験会場である通信制高校に希望者を連れて行き、受験させるなどの調整を行います。

(3) 通信制高校入学後の連携

在院者が通信制高校に入学した場合は、面接指導（スクーリング）のほか、テレビ放送やインターネット等のツールを活用した指導について協議させていただきます。また、通信制高校の学習について、少年院内での学習計画を本人に立てさせるよう少年院の職員が働きかけますので、学習計画について御相談させていただくこともありま

す。

少年院在院者の中には、学習習慣が十分に身に付いていない者もいることから、通信制高校からの課題等に対する取組状況について、少年院の職員が把握し、在院者に対して取組を促すほか、通信制高校に学習状況を共有させていただきます。必要に応じて、面談や個別指導等の実施を依頼させていただくこともあります。

(4) 出院後に向けた支援体制の構築

出院後の在籍継続に向けた課題や社会における支援策を協議し、関係者が共通した認識の下で、通信制高校への在籍継続に向けて支援する体制を構築するため、在院者本人、保護者等、連携する通信制高校の職員、保護観察所等の関係機関等の出席を得て協議を行う場（「ケース検討会」等）を設けます。また、在院者が通うことになる学校（スクーリング会場）等の下見や、実際に学校での授業を体験すること等の機会を設けることについて、少年院から通信制高校へ御相談させていただきます。

(5) 単位認定に向けた支援

令和3年3月に学校教育法施行規則が一部改正され、少年院における矯正教育について、高等学校の単位として認定できることとなりました。少年院は在院者又は通信制高校の求めに応じて、別添様式例を参考に教育実施状況記録書を作成し、交付いたします。その他、少年院と通信制高校との協議により、通信制高校の単位となり得るとされた矯正教育については、必要に応じて通信制高校に指導内容等について情報提供させていただきます。

通信制高校におかれましては、当該教育実施状況記録書をもとに、少年院と連携しながら、単位認定を行う生徒の少年院在院中の矯正教育に係る修得状況を把握し、高等学校における科目の履修とみなす場合の単位数の御検討をお願いいたします。

(参考) 学校教育法施行規則

第百条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修（当該生徒が入学する前に行ったものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一・二 （略）

三 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の規定による矯正教育で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得したと認められるものに係る学修

なお、技能審査の成果の単位認定は学校教育法施行規則第98条第1項第2号により、高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定は学校教育法施行規則第100条第1項第1号により、それぞれ可能となっているため、少年院で受験した高等学校卒業程度認定試験の合格科目及び英語検定等の技能審査（以下「合格科目等」

という。)について、通信制高校へ情報提供させていただきます。

【参考】単位認定が考えられる矯正教育の指導内容

○教科指導

義務教育や高等学校への進学を希望する者に対する指導のほか、社会生活の基礎となる学力を身に付けさせるための指導を実施しています。また、希望する者は、少年院内で、高等学校卒業程度認定試験を受験することができ、受験指導を重点的に実施するコースを設けている施設もあります。

なお、各少年院より個別の指導内容等は異なります。

○職業指導

少年院を出院した後、すぐに仕事に就く者もいることから、勤労意欲の向上を図り、職業上役に立つ知識や技能を身に付けるための指導が行われています。

・種目

総合建設科、自動車整備科、ICT技術科、農園芸等、多様なコースを設けています。

・職業生活設計指導科

ビジネスマナー、就職活動及び就労継続に必要な基礎知識、パソコン操作能力等を身に付けるための指導を全ての少年院で統一した運用で実施しています。

・資格取得講座

コンピュータサービス技能評価試験、小型車両系建設機械運転特別教育、介護職員初任者研修などの資格取得講座を設けています。

○体育指導

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を培わせるため、各少年院が実施内容等を計画して体育指導を行っています。指導種目は、陸上競技、水泳、剣道、サッカー、野球、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、スキー等の各種スポーツ、ダンス等が挙げられます。

○特別活動指導

情操を豊かにし、自主性、自立性、協調性を育てるため、社会貢献活動や野外活動、書道、美術、音楽等のクラブ活動を行っています。

(6) 少年院出院後の連携

少年院出院者の中には、困難な問題に直面し、社会で相談できる者もないまま、再び非行に及ぶ者も見受けられます。このようなことを未然に防ぐこと等を目的として、少年院の職員は、出院者や、保護者、学校、雇用主等からの相談に応じています。また、

保護観察所や通信制高校等が実施する検討会等に少年院の職員を派遣させていただき、在院者の在籍継続に向けた支援を行います。

3 少年院における保護者に対する働き掛け

保護者は、在院者の立ち直りのために大きな役割を果たす存在であり、その理解と協力を得ることは極めて重要です。そこで、少年院では、保護者に対し、保護者会を開催して少年院の生活について説明をしたり、矯正教育の計画を通知したりして少年院の処遇についての理解を得ているほか、随時、面談を行い、在院者の非行に関わる問題等への適切な対処について助言するなどしています。

復学や進学を目指す在院者の場合は、保護者に、在院者の進路選択・決定に係る諸手続などを担っていただく必要があり、その協力と理解が欠かせないことから、必要に応じて、面会とは別に、在院者、保護者、少年院職員との三者面談を実施するなどして、保護者と在院者との間で十分に話し合う機会を設けています。

また、少年院においては、保護者や学校関係者などとの面会を定期的に行うことが可能であるところ、なかなか面会に来られない保護者に対しても、電話などで連絡を取り、協力をお願いしています。

在院者が通信制高校に入学した場合は、在院者の学習の取組状況について、保護者等の来院時や少年院における成績の通知時などに、積極的に通信制高校の学習について情報提供し、在院者の学習意欲等を見守る、あるいは、支援することについて保護者等に働き掛けを行います。

事例1

少年院と通信制高校が緊密に連携し、学習継続をサポートした事例

【基本情報】

- ①対象者：男子少年A
- ②学歴：中学卒業
- ③就労歴：なし
- ④通信制高校入学時期：令和4年10月
- ⑤仮退院時期：令和5年3月
- ⑥在社会時の既得単位数：なし
- ⑦卒業予定時期：令和7年9月

1 入学に至る経緯（本人の動機、保護者等の意向、入学に向けた働き掛け等）

Aは、中学卒業直後の5月に少年院送致となったが、将来的には福祉関係の仕事に関心を持っており、まずは高校を卒業し、専門学校に進学することを目指して、通信制高校への入学を希望した。

2 入学後の状況（具体的な学習状況、学習実施に係る支援・配慮等）

高等学校卒業程度認定試験重点指導コースに編入し、他の在院者が職業指導等を実施している時間帯に、通信制高校の課題等を行った。また、授業ごとに通信制高校に提出する報告書（学習内容、自己評価、コメントを記載）を作成させ、少年院の指導担当職員が内容を確認し、指導に生かした。また、インターネット関連機器を整備し、インターネットのWeb会議サービスを用いて通信制高校とつなぎ、Aが学習でわからないところを質問したり、学習の進捗状況を報告するなどした。

3 社会復帰を見据えた支援（ケース検討会の実施、出院後の支援体制の検討等）

出院直前の2月、A及びAの保護者が、出院後の不良交友再開を危惧し、地元から遠い学習センターへの転籍を希望したため、通信制高校（本校）と相談し、出院後は地元から離れた学習センターに通うこととなった。同3月には、A、保護者、通信制高校（本校）、転籍先学習センター、保護観察所が参加してケース検討会を行い、学習センターへの通学方法や学習支援体制、各機関の役割分担について協議したほか、Aの不安や希望についても全体で共有して、出院に備えた。

4 仮退院後の状況（本人の生活態度や面接指導（スクーリング）等の状況、保護者や保護観察所の指導体制等）

仮退院後は、週に数回学習センターに通い、面接指導（スクーリング）を受けながら学習

を継続している。懸念されていた不良交友の再開もなく、目標に向けて順調に努力を続けている。

5 矯正教育に係る単位の読み替え

少年院で実施した矯正教育の内容等については、通信制高校に引き継いだものの、Aが考查を受けなかったため、単位認定には至らなかった。

6 その他（苦慮した点、効果的であった点、その他参考となる事項等）

Aは、在院中に通信制高校へ入学したことを契機として、非行に対する考え方にも変化が見られるようになり、家族関係や不良交友の断絶についても主体的に考えるようになった。少年院からは、矯正教育の実施状況等に加えて、Aのそうした非行にまつわる課題や考え方の変化等も、随時通信制高校と共有した一方、通信制高校側からも、Aを支援していく上での懸念事項等を率直に相談いただく等、少年院と通信制高校が細やかに情報交換を重ね、丁寧に信頼関係を築いていったことが奏功した。

事例 2

対象者の特性を考慮して適切な支援体制を構築した結果、円滑に学習継続ができた事例

【基本情報】

- ①対象者：女子少年B
- ②学歴：高校中退（本件非行による退学）
- ③就労歴：なし
- ④通信制高校入学時期：令和4年4月
- ⑤仮退院時期：令和4年11月
- ⑥在社会時の既得単位数：なし
- ⑦卒業予定時期：令和6年9月

1 入学に至る経緯（本人の動機、保護者等の意向、入学に向けた働き掛け等）

最初は、Bの保護者が本制度に関心を持ち、Bに入学を勧めた。B自身は、過去にいじめを受けた経験から学校に良いイメージがなかったものの、高校卒業の学歴は欲しいと考えており、通信制高校であれば続けられるかもしれないと入学を希望した。

2 入学後の状況（具体的な学習状況、学習実施に係る支援・配慮等）

高等学校卒業程度認定試験重点指導コースに編入し、他の在院者が職業指導等を実施している時間に、個別に多様なメディアを利用した学習等を実施したほか、レポート課題は、寮内での自主計画学習の時間等を活用して行った。原則として、B自身で学習進捗管理を行うよう指導した。

3 社会復帰を見据えた支援（ケース検討会の実施、出院後の支援体制の検討等）

1級進級後、関係機関が参加してケース検討会を実施し、支援者同士の顔合わせと情報共有、出院後の支援内容及び役割分担の確認等を行った。この中で、コミュニケーションに課題があり、自分から対人関係を築くことが苦手なBの特性を考慮し、個別指導のコースからスタートすることが適しているとの結論になった。また、出院後は、学習支援を行う団体、通信制高校及び保護観察所間で情報を共有しながら支援をしていくことを約束する等、重層的な支援体制を整えた。

さらに、出院後の学習の具体的な進め方についての共通認識を持つため、出院直前には再度、少年院で、通信制高校担当教員とB、Bの保護者による面談機会を設けたところ、ある程度Bの不安を解消して出院を迎えた。

4 仮退院後の状況（本人の生活態度や面接指導（スクリーニング）等の状況、保護者や保護観察所の指導体制等）

仮退院後は、上記のとおり完全個別型のコースに所属し、順調に学習を継続している。保護者の都合もあり、面接指導（スクーリング）は計画より少し遅れているものの、通信制高校の行事等には参加している。

5 矯正教育に係る単位の読み替え

在院中に実施した矯正教育については、少年院で作成した教育実施状況記録書を通信制高校へ提出することにより、「体育」を「体育教養」の単位として4単位、「職業生活設計指導科」、「職業生活技能向上指導科（手工芸コース、農園芸コース）」、「生活関連サービス科（サービスコース）」及び「小型フォークリフト（1 t未満）講習修了」を合わせて「商業教養」として6単位の計10単位が認定された。

6 その他（苦慮した点、効果的であった点、その他参考となる事項等）

対人関係の構築に課題を抱えながらも、与えられたことには着実に取り組むことができるBの特性を十分に考慮し、Bに合った支援の在り方を丁寧に検討、共有したことが、円滑な学習継続に奏功したと考えられる。

事例3

通信制高校で学習を通して学ぶことの楽しさを知り、 将来の目標を具体化することができた事例

【基本情報】

- ①対象者：男子少年C
- ②学歴：高校中退（高校2年次途中で中退）
- ③就労歴：高校中退後、現場作業員として短期間のアルバイト就労経験あり
- ④通信制高校入学時期：令和4年4月
- ⑤仮退院時期：令和4年7月
- ⑥在社会時の既得単位数：29単位
- ⑦卒業予定時期：令和5年9月

1 入学に至る経緯（本人の動機、保護者等の意向、入学に向けた働き掛け等）

Cは、入院当初から、高校を中退したことを後悔しており、最初は、在院中に高等学校卒業程度認定試験を受験することを希望していた。しかし、しばらくするとやはり高校を卒業したいと考えるようになり、通信制高校への入学を申し出た。Cの保護者も、在院中に編入学できることに賛同し、入学を了承したが、出院後は学業と仕事を両立するようCに求めている。

2 入学後の状況（具体的な学習状況、学習実施に係る支援・配慮等）

編入学後は、寮職員や修学支援の専門職員の助言指導を受けながら、出院までの学習計画表を作成し、以降は、同計画に沿って、レポート課題や多様なメディアを利用した学習を計画的に進めた。

なお、出院後は学業と仕事を両立させなければならない状況を想定し、自分で時間をやり繰りしながら必要な学習時間を確保する訓練として、通信制高校の課題等は、原則として自主計画学習の時間や余暇時間に取り組みさせた。

3 社会復帰を見据えた支援（ケース検討会の実施、出院後の支援体制の検討等）

通信制高校の学習が軌道に乗り始めると、高校卒業後の進路として、調理師又は整備士の専門学校への進学を考えるようになった。

出院3か月前には、関係機関が参加してケース検討会を開催し、Cの対人関係に係る課題や不良交友に対する現状認識等を共有したほか、出院後、悩みや困りごとに遭遇したときの相談場所等、社会復帰に向けた課題や支援体制について確認、検討した。

4 仮退院後の状況（本人の生活態度や面接指導（スクリーニング）等の状況、保護者や保護観察所の指導体制等）

仮退院後は、予定どおり土木作業の仕事をしながらか通信制高校に通い、当初は保護観察官等との面接にも真面目に応じていたが、約1か月後に傷害事件を起こして逮捕され、身柄拘束中に保護観察は満了となった。

しかし、その後は事件の被害者との示談が成立して被害届は取り下げられ、通信制高校の教諭らが中心となってCをサポートする中で、再度Cは生活態度を持ち直し、現在に至るまで勤勉な態度で通学を継続している。

5 矯正教育に係る単位の読み替え

なし

6 その他（苦慮した点、効果的であった点、その他参考となる事項等）

通信制高校入学当初は、高校卒業自体が目的化していたが、通信制高校の学習に取り組む中で、学ぶことそのもの楽しさや充実感を感じるようになったことが、高校卒業後の進路や、ひいては将来への目標や展望が具体化することにつながったと思われる。